



ご確認ください

喫煙可能室設置施設の届出について

2020年4月1日時点で既存の小規模飲食店(屋内禁煙の店を除く)は届出が必要です

- 2020年3月31日以前に飲食店等営業許可ありかつテーブルなどの設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている
- 店舗の客席面積※が100㎡以下
- 資本金または出資の総額が5,000万円以下
※店舗の客席とは、客に飲食させる場所のことで、店舗全体の面積から厨房、トイレ、廊下、会計レジ従業員スペース等を除いた部分を指します。

全てにあてはまる飲食店が、2020年4月1日以降も店内で喫煙しながら飲食可能な店として営業する場合は、**届出書**を「**函館市保健福祉部健康増進課(五稜郭町23-1 総合保健センター3F)**」へ提出してください。(郵送する場合、郵送料はご負担ください)
標識は厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

受動喫煙 標識

検索

附則様式第1号(附則第2条第6項関係)

【記載例】

(A4)

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

函館市長

函館食堂 本店 店長

届出者 函館 太郎

函館

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出者は、店舗の店長、運営会社の代表者、実際に届出を行う方などが想定されますが、職名や店舗との関係を記載してください。
必ず押印してください。

こちらは旅客運送事業鉄道等車両に所在する場合に記載します。

令和2年3月31日までの許可日の店舗についてのみ、喫煙可能室を設置できます。

「管理権原者」とは、施設における受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断や決定を行うことができる立場にある方をいいます。
店舗ごとの届出となりますので、営業許可の申請者と同一でかまいません。

1 喫煙可能室設置施設	① 名称	はこだてしょくどう ほんてん 函館食堂 本店
	② - 1 所在地	〒040-0001 函館市 五稜郭町●丁目▲一●● (電話0138-xx-xxxx)
	②- 2 車両番号等	
	③ 営業許可番号	第 〇〇〇〇〇〇 号
④ 営業許可日	平成〇〇 年 〇 月 〇 日	
2 管理権原者	① 氏名(法人にあっては、その名称)	かぶしがいしゃ はこだてほけんこーぽれーしょん 株式会社 函館保健コーポレーション
	② 法人にあっては、その代表者の氏名	だいひょうとりしまりやく はこだて はなこ 代表取締役 函館 花子
	③ 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒040-0036 函館市東雲町〇一△ (電話0138-xx-xxxx)
3 備考	(担当者) 氏名 (担当者) 職名 (担当者) 連絡先	健康 良一 フード事業担当主任 090-1234-xxxx
	その他伝達事項	① 客席面積 約60㎡(約18坪) ② 禁煙席なし ③ 従業員の受動喫煙対策(例:勤務シフトや業務分担の工夫、灰皿等の片付け時にマスク着用等を義務付ける、店内の換気に努める、従業員の休憩室を禁煙とする等)

届出に関する問い合わせをする際に必要ですので、備考欄も必ず記載してください。
伝達事項には、以下の3点を記載してください。

- 客席面積(厨房やトイレなど客席から明確に区分できる場所は含みません)
- 客席に禁煙エリア(席)を設けているかどうか(それにより掲示する標識が異なります)
- 従業員に対する受動喫煙対策の実施内容(未実施の場合は検討している内容)
※「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(厚生労働省労働基準局策定)をご確認ください。
※北海道内共有の項目です。ご協力をお願いいたします。